

北上地区消防組合消防本部告示第1号

北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年条例第13号）第42条の2第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件を、次のように定める。

平成26年4月14日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木和夫

- 1 集客数が、5万人を超えると見込まれる花火大会
- 2 主催する者が出店を認める露店等の数が50店舗を超える規模の催しとして計画されている催し
- 3 1日の集客数が、10万人を超える催し